2026 年 6 月 29 日　一部改正
2026 年 1 月 29 日　技術委員会　審議
2026 年 5 月 29 日　国土交通大臣　認可

ウインチのブレーキ保持能力

改正対象

鋼船規則 C 編

改正理由

SOLAS 条約 II-1 章第 3-8 規則では，船舶の曳航及び係留のための設備等を備えることを要求している。また，IMO では安全な係船のための係船装置の設計並びに適切な係船設備及び取り付け物の選定に関するガイドラインである MSC.1/Circ.1619, 及び II-1 章第 3-8 規則に対する統一解釈を含む MSC.1/Circ.1362(Rev.2)が採択されている。

IACS においても，II-1 章第 3-8 規則に係る要件を満足していることを確認するため IACS 統一解釈（UI）SC212(Rev.1)を採択している。

本会はすでにこれらの要件を鋼船規則等に取り入れている。しかしながら本会規則では，係留設備の選定に係る要件について，不明確な点があることが確認された。

今般，関連する IMO サーキュラー及び IACS 統一解釈に基づき係留設備の選定に係る要件を改める。

改正内容

係留設備の選定に係る要件について，関連の IMO サーキュラー及び IACS 統一解釈に基づき明確化する。

施行及び適用

2026 年 7 月 1 日から施行

ID: DX25-12

「ウインチのブレーキ保持能力」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装 **1 編　共通要件** **14 章　艤装** **14.4 曳航及び係留のための設備** **14.4.4　係船索，係留設備，キャプスタン及びウインチの配置並びに選定** **14.4.4.3 係船索，係留設備，キャプスタン及びウインチの選定** -1.　ムアリングウインチの選定は, 次の**(1)**から**(5)**の規定によらなければならない。 （(1)から(4)は省略） (5)　ウインチ, 取り付け物及び係船索の過荷重を避けるため，ウインチのブレーキ保持能力は，係船索の船舶設計最小切断荷重（MBL_{sd}）の 100%未満でなければならない。ウインチにはレンダリング荷重を適切に設定できるブレーキを備えること。	**鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装** **1 編　共通要件** **14 章　艤装** **14.4 曳航及び係留のための設備** **14.4.4　係船索，係留設備，キャプスタン及びウインチの配置並びに選定** **14.4.4.3 係船索，係留設備，キャプスタン及びウインチの選定** -1.　ムアリングウインチの選定は，次の**(1)**から**(5)**の規定によらなければならない。 （(1)から(4)は省略） (5)　ウインチ，取り付け物及び係船索の過荷重を避けるため，ウインチのブレーキ保持能力は，係船索の船舶設計最小切断荷重（MBL_{sd}）の 100%未満でなければならない。もしくは，ブレーキ保持能力を確実に設定できる調整可能なウインチとすること。	MSC.1/Circ.1362(Rev.2), 4.4 MSC.1/Circ.1619, 5.2.4 IACS UI SC212(Rev.1), 3.4
附　則 **1.**　この改正は，2026 年 7 月 1 日から施行する。		